

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条の二第二項の規定に基づき、農業協同組合法第十一条の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件（平成十八年<sup>金 融 庁</sup>農林水産省<sup>告示第二十号</sup>）

改正案	現行
<p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条の二第二項に規定する農業協同組合法第十一条の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年<sup>金 融 庁</sup>農林水産省<sup>告示第二号</sup>）第二条の算式における自己資本の額とする。</p>	<p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条の二第二項に規定する農業協同組合法第十一条の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日<sup>金 融 庁</sup>農林水産省<sup>告示第二号</sup>）第四条第一項に規定する基本的項目の額とする。</p>